

小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するとともに、市民等の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公共の場所を継続的に撮影するために固定して設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するもの（犯罪の予防を副次的目的とするものを含む。）をいう。
- (2) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める公共の用に供する場所をいう。
- (3) 市民等 市内に居住、勤務、通学もしくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラの録画装置により記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、映像表示装置等を用いて画像として表示することにより特定の個人を識別することができるものをいう。

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置し、又は運用する者は、市民等がみだりにその容貌、姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用に関し適切な措置を講ずるものとする。

(設置運用基準の届出等)

第4条 次に掲げる者で公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするものは、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定め、これを市長に届け出て、その内容について協議しなければならない。当該設置運用基準の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 小金井市（以下「市」という。）
- (2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に

基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体

- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）
- (4) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体及び町会、自治会その他これらに準ずる団体
- (5) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

2 市長は、前項の規定による協議において、当該設置運用基準の内容が、この条例及び規則に適合していないと認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（設置者の責務）

第5条 前条第1項各号に掲げる者で、公共の場所に向けて防犯カメラを設置するもの（以下「設置者」という。）は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、この条例の目的に照らして必要最小限の範囲とすること。
- (2) 防犯カメラの撮影対象区域内又はその付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を表示すること。
- (3) 防犯カメラの管理及び運用を適正に行わせるために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。
- (4) 防犯カメラの管理又は運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例に規定する事項を受託者に遵守させること。

（取扱者の指定等）

第6条 管理責任者は、設置された防犯カメラの機器操作等を行う者（以下「取扱者」という。）を指定するものとする。この場合において、取扱者は、管理責任者とは別の者でなければならない。

2 管理責任者及び取扱者以外の者は、当該防犯カメラの機器操作等を行うことができない。ただし、緊急であり、かつ、やむを得ない場合は、管理責任者の許可を得て、管理責任者及び取扱者以外の者が機器操作等を行うことができるものとする。

3 前項ただし書の規定により機器操作等を行った者は、行った機器操作等の内容を管理責任者に報告しなければならない。

（画像等の適正な管理等）

第7条 設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）並びに取扱者（前条第

2項ただし書の規定により機器操作等を行う者を含む。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置運用基準を遵守し、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うこと。
- (2) 画像及び画像データ（以下「画像等」という。）から知り得た情報を他に漏らし、又は不当な目的のために使用しないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (3) 画像データの編集、加工、複製又は印刷をしないこと。ただし、次条に規定する画像等の当該防犯カメラの設置目的以外の目的への利用（以下「目的外利用」という。）もしくは第三者への提供（以下「外部提供」という。）又は第9条に規定する自己の画像データの開示をする場合においては、この限りでない。
- (4) 画像データの表示又は保存をする場合において、電気通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏えい、滅失等を防ぐための安全対策の措置を講ずること。
- (5) 規則で定める保管期間を経過した画像データは速やかに消去又は上書きすること。
- (6) 画像データを記録した媒体（以下「記録媒体」という。）を保管するときは、施錠等により防護された場所に保管すること。
- (7) 記録媒体を廃棄するときは、破碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、当該画像データを再生できない状態にすること。
- (8) 前号の規定による記録媒体の廃棄、次条に規定する画像等の目的外利用又は外部提供、第9条に規定する自己の画像データの開示及び第12条に規定する苦情処理の状況について記録しておくこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、画像等及び記録媒体について、漏えい、滅失、盗難、紛失その他の事故が生じないように必要な措置を講ずること。

（目的外利用及び外部提供）

第8条 設置者等は、次の各号に掲げる場合を除き、画像等を目的外利用又は外部提供してはならない。

- (1) 画像等から識別される特定の個人の同意があるとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 市民等の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。

（開示）

第9条 設置者等は、市民等から自己の画像データの開示を求められたときは、当該

市民等に対し、必要と認められる範囲内で、当該画像データを開示するよう配慮しなければならない。

(勧告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、その設置し、又は管理する防犯カメラの管理、運用等の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、設置者等及び第4条第1項の規定による届出をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違反等に係る設置者等又は同項の規定による届出をした者に対し、当該違反行為の中止その他違反等を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第4条第1項の規定による協議を行わないとき。

(2) 第4条第2項の規定による要請に応じないとき。

(3) 前項の報告により、第4条から第8条までの規定に違反する行為があると認めるとき。

(4) 前項の報告を行わないとき。

(公表)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

(苦情処理)

第12条 設置者等は、その設置し、又は管理する防犯カメラの設置、管理及び運用について市民等から苦情があったときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

2 市民等は、設置者等が前項の苦情（第4条から第8条までの規定に違反する行為に係るものに限る。）について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し、苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に処理するよう努めるものとする。

4 市長は、第2項の規定による苦情の申出の処理について必要があると認めるときは、小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）第8条第2項の小金井市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

(市等が設置した防犯カメラに係る画像等の取扱い)

第13条 市又は指定管理者が設置した防犯カメラに係る画像等の取扱いについては、この条例に定めるもののほか、小金井市個人情報保護条例の定めるところによる。
(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日において設置者であるもの（以下「既存設置者」という。）は、施行日から3月以内に設置運用基準を定め、これを市長に届け出なければならない。

3 既存設置者については、前項の規定による設置運用基準の届出がなされるまでの間は、第5条から第9条まで、第10条第2項、第11条及び第12条の規定は適用しない。ただし、施行日から3月を経過した後は、この限りでない。